

第 60 回サービス統計・企業統計部会議事録

- 1 日時 平成 27 年 9 月 3 日（木）10:00～12:00
- 2 場所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室
- 3 出席者
（部 会 長） 廣松 毅
（委 員） 北村 行伸、西郷 浩
（専 門 委 員） 岩下 真理、渡辺 努
（審議協力者） 財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、埼玉県
（調査実施者） 総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室：小松室長ほか
（事 務 局） 内閣府統計委員会担当室：伊藤室長、清水政策企画調査官
総務省政策統括官付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官ほか

4 議題 小売物価統計調査の変更について

5 概要

○廣松部会長 定刻になりましたので、ただ今から第60回サービス統計・企業統計部会を開催いたします。

今回も、前回に引き続き、小売物価統計調査の変更について審議を行います。

まず、前回部会の審議内容について整理をいたしますと、前回の部会では、本調査で把握する品目の選定基準について、調査実施者から修正案及び当該選定基準に基づく調査品目を整理した結果が示され、おおむね適当といたしました。ただし、一部文言についての指摘がありましたので、本日、調査実施者から検討結果について報告いただくこととしております。

また、諮問の際に統計委員会で御意見のありました「消費税抜き指数の作成及び公表」、「家賃の経年劣化を踏まえた品質調整」については、調査実施者から追加の説明を受けるとともに、それに関連して、企業向けサービス価格指数の事務所賃貸における品質調整の手法について日本銀行から説明をしていただきました。

そして、審議の結果、消費税抜き指数の作成及び公表については、調査実施者の示した方法及びスケジュールで予定どおりの対応ができるよう検討を進めていただくことを希望する旨の整理をいたしました。

また、家賃の経年劣化を踏まえた品質調整については、制約の多い中、具体的なスケジュールが示されるなど、調査実施者の積極的な姿勢は是としつつ、委員等からの指摘を踏まえ、本日、追加の説明をしていただくこととしております。

さらに、前回の諮問審議である平成24年答申の際に付されました「今後の課題」への対

応状況についても審議を行い、いずれの課題についても調査実施者の対応はおおむね適当と整理をいたしました。

ただし、通販価格のうちインターネット上の価格調査については、スピード感のある対応を求めたほか、委員等から示された質問事項について、本日、調査実施者から回答していただくことにしております。

前回部会の整理は以上のとおりですが、本日の部会は、本調査に関する部会としては最終回を予定しておりますので、前回の宿題について審議をした後、私と事務局で事前に相談の上、作成しました答申（案）について審議をしていただくとともに、答申（案）と一緒に委員会に報告する部会長メモについても御説明いたしたいと思っております。

本日の部会は12時までを予定しておりますが、内容が多いものですから、多少時間をオーバーすることもあり得るかと思っておりますので、御予定のある方は退席されても結構です。

それでは、本日の配布資料について事務局から説明をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 本日の配布資料といたしましては、議事次第にありますとおり、資料1「前回部会における宿題対応」、資料2「答申（案）」、資料3「小売物価統計調査の部会審議を終えて（部会長メモ）（案）」をお配りしております。

また、参考資料として、前回「第59回サービス統計・企業統計部会議事概要」をお配りしておりますので、御確認をお願いいたします。

事務局からは以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

過不足はないでしょうか。

それでは、審議に入りたいと思っております。

まず、前回の部会における宿題についてです。

最初に、動向編及び構造編の品目の選定基準について、前回の部会において一部の表現ぶりについて意見がありました。これについて調査実施者から説明をお願いいたします。

○小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 それでは、私から説明をさせていただきます。

こちらの対応につきましては、前回宿題事項の「（1）品目の選定基準について」というところ、具体的な中身については別紙1及び2に関連しております。いずれも、基本的には御指摘いただいたとおり修正しております。

具体的にお話し申し上げますと、1つ目、動向編の「出回りを調査」というところ、具体的には8ページ目の一番下の方に「出回りを調査」と括弧書きで書いてあるところがありますが、こちらについては分かりにくいので、「品目の」という言葉を追加すべしというお言葉をいただきまして、これを追加しております。

それから、ページが前後して申し訳ないのですが、7ページ目の別紙1の「iiの説明」の②のところ。「同一とみなせる」がどちらの文言にかかるのかという御指摘で、当

然「値動き」と「品目」と両方にかかるべきだというお話でした。これを受けまして、「同じ値動きで、かつ同一とみなせる品目」という形に書きかえています。

それから、別紙2の構造編の関係です。こちらに関しましては、あちらこちらにあるのですけれども、1つ挙げれば、基準の表の地域別価格差調査の個別基準のv)、買い回りの関係です。こちらについても、分かりやすさのために「消費者の買い回り」と記載すべきだというお話をいただきまして、こちらはそのとおり修正しております。

こちらからの説明は以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

この選定基準に関して、前回御指摘いただいた点を踏まえて、今、説明をいただきましたような修正をするということですが、この点に関していかがでしょうか。ただいまの説明でよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、調査品目の選定基準について、今回整理されたもので適当と整理したいと思います。

なお、私から一言コメントがございます。今回、選定基準について、基準の解釈も含めて資料をまとめていただいたことで、調査品目選定の客観性及び透明化が図られたものと考えます。今後の品目選定に当たりましても、この選定基準により、適時・適切に行っていただくようお願いしたいと思います。

続きまして、6月25日の統計委員会において提案のあった消費税抜きの指数の作成及び公表、家賃の経年劣化を踏まえた品質調整についてです。

まず、消費税抜き指数の作成及び公表についてですが、前回の部会において、消費税抜き指数の公表に先立って、当該公表に関する事前情報はいつごろ提供されるのかといった意見が出されました。それについて調査実施者から回答をお願いいたします。

○小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 それでは、私から回答させていただきます。

具体的には、資料1の1ページの下のところの「(2)消費税抜きCPIについて」です。事前情報の提供時期につきましては、誠に申し訳ないのですが、消費税の関係のいろいろな物事が決まってからという形になる関係上、今の段階では細かい時期を示し難いということで、品目ごとの税率が決定する時期などを踏まえて今後検討を進めていくこととしたいと書いてありますが、一応の目安として以下記載させていただいております。

平成26年4月の消費税率改定の際には、25年10月に8%への改定が閣議決定されまして、事業者などの経過措置への対応が決まるのを待った上で、CPIにおける経過措置の扱い等に関するQ&Aを26年1月末に公表するという段取りでやっておりました。次回に関しましても、少なくともこのようなスケジュール感を外さないような形で、できるだけ早くできればいいとは思っておりますが、しっかりと対応していきたいと考えているところです。

以上です。

○廣松部会長 今回の回答によりますと、前回の8%への税率改定の時の対応を踏まえて、次回の税率改定に関する閣議決定後3か月ぐらい経過してからという目安でしょうか。

○小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 他のことが全て前回と同じようなタイミングで決まっていけばという前提ではありますが。

○廣松部会長 今回の回答に関しましていかがでしょうか。

これに関しては、岩下専門委員、あるいは渡辺専門委員からも御発言がありましたが、よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、消費税抜きのCPIの公表に先立っての事前情報は、前回の対応を踏まえた上で閣議決定後3か月ぐらいを目安に公表するという事で整理したいと思います。

次に、家賃の経年劣化を踏まえた品質調整についてです。

前回の部会において調査実施者から今後の取組方針について説明を頂きましたが、それに対して幾つか御意見がありました。具体的には、「調査対象地区内の全ての民営借家を調べていることにより、建物の築年数構成が変わっていく中で品質調整をしなくてもいいという現在の考え方に関してその理由を示して欲しい」、「税抜きCPIよりも家賃を優先することで家賃の対応を早期化できないか」、また、「地域を限定してデータ収集するなど実務上の負担を減らすことで対応を早期化できないか」といった御意見です。

そこで、本日、これらの意見についての検討結果を調査実施者から説明いただくのですが、先週の木曜日の統計委員会で私から部会の審議状況を報告した際、複数の委員からこの家賃の品質調整について御発言がありました。まずはそれらについて事務局から紹介をお願いします。

○内山企画官 先週木曜日に開催されました統計委員会における部会報告の際に、家賃の品質調整について複数の先生方から御意見がありました。正式には委員会担当室から議事概要、それから議事録が取りまとめられるのですが、この場では御発言について簡潔に御報告申し上げたいと思います。

まず、川崎委員から御発言がありました。次のとおりです。

消費税抜き指数よりも家賃の品質調整を優先して取り組むことには疑問を持っています。家賃の品質調整というのは、要すれば、建物が築年数を重ね劣化している一方で、家賃が同額であれば実質的な値上げとして捉えるということなのですが、概念上把握しにくい上に、家賃が同額なのに値上げとして捉えるということについて日常生活の実感として分かりにくいところがあります。また、消費者物価指数は様々な場面で影響が大きいものです。ですから、品質調整の研究は続けていく必要はあります。しかしながら、十分な時間をかけて行って欲しいと考えております。

ということでした。

続きまして、宮川委員から御発言がありました。

家賃の品質調整について、金融政策などに関係するのは伸び率であり、伸び率がどのように変わってくるかという検証も必要だと思います。重要なのはそこではないかと考えています。

とのことでした。

これを受けまして、廣松部会長から御発言がありました。

頂戴した御意見につきましては部会でも十分配慮して参りたいと考えています。消費者物価指数は小売物価統計調査の集計事項の一部であり、家賃についての品質調整を行うのであれば、家屋のパネルデータを作る必要も考えられるなど、調査の方法にも大きな影響が及ぶものです。ですから、指数をどのように作成・公表するかということだけでなく、小売物価統計調査全体の問題として捉えるべきかと思えます。

消費者物価指数については社会的関心も高いものですが、統計委員会としては、小売物価統計をいかに整備するかという技術的な観点から、あくまで技術的、中立的な立場で議論を進めていきたいと考えています。

とのことでした。

最後に、西村委員長から御発言がありました。

家賃の品質調整は消費者物価指数がそもそもcost of livingなのか、cost of goodsなのかという根本的な問題に関わると思えます。経済学の立場からは、品質調整されるべきであり、現在の状況には課題があると思っております。ただ、この課題については、今のように、家賃調査区を指定して調査をするという方法でよいのかといった観点もあります。仮にそれを変えるには大きなコストが伴いますし、コストベネフィットで考えなければいけません。このように難しい問題なのですが、部会報告でなされたとおり、調査実施者がこの課題について矜持を持って取り組んでおられることに私は感銘を受けております。この問題について拙速はよくないと思いますが、スピード感を持って力強く前進させていただければと考えています。

ということでした。

以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。委員長の御発言は、拙速はよくないが、スピード感を持って力強く前進させてほしいという大変難しいまとめですが、少なくともこの部会では、これまで4回の中で十分御議論いただきましたので、それを反映する形で何とかまとめていきたいと考えております。

それでは、先ほどの質問に関する調査実施者からの回答をお願いいたします。

○小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 それでは、私から家賃の品質調整について御回答させていただきます。

資料1の(3)、ページとしては2ページから3ページまでという形になります。

まず1つ目は、渡辺先生からありました御質問は、要は現行のやり方についてどのよう

なものであるのかということをしかりと説明するというお話だったと理解しております。一応、頭から2段落目までにつきましてはあくまで現行の説明という形でお聞きいただければと思いますが、このように考えていますという御説明を差し上げます。

消費者物価指数に関しては標本の代表性と同質性を保持するという一方で、計測すべき物価の変動の把握に努めるということではあるのですが、借家住宅の居住サービスにつきましては極めて特殊である、品質や立地も含めて全く同じものがなかなかないという話があります。又は、住宅の改修とか居住者の交代等々もあり、継続して利用されているということもあります。それから、これについては何回か申し上げましたが、実査上も品質の調整に必要な情報はなかなか十分に捉えがたいということもあわせて、現在のところ、統計局としては、個々の調査標本において直接的に品質調整を正確に実施するというのは極めて困難であるという考え方を持っております。

何回も申し上げますが、あくまでも現在の考え方ということになります。

このような前提の下で、現行の家賃調査の標本設計につきましては、先ほどの統計委員会の委員長からのお話にもありましたが、直接的に物事を比較するというよりは、調査地区内における新築の借家、あと改修された後の借家については入居後に調査標本に追加する。又は借家の取り壊しや老朽化により世帯が退去した場合については、調査標本から除外するという形で、絶えず更新していくということをやっております。

このような更新に関しては、数値的にどうかと言われると、正直そこまでの知見があるわけではないのですが、少なくとも、調査標本の代表性という意味においては一応保持しているということです。それから、調査標本の全体としての同質性です。例えば平均の築年数ですとか、改修による効果ですとか、こういうことをある程度は一定に保つような効果があると考えております。

以上のように、個別の借家の品質向上とか経年劣化の度合いについてなかなか正確に評価できないところを踏まえて、統計局といたしましては、現行の家賃調査の標本設計については、借家家賃の調査標本における個別的な品質調整の代替的な手段と考えてやらせていただいているという立場をとっております。

ちなみに、3段落目に関しましては、例えば建物の築年数構成のお話、御質問がありましたので、書いてございますが、過去の調査で必要な情報の収集をしていないので、現段階で正確に把握した結果はありません。ただし、前回御紹介しましたとおり、借家の建築時期等の情報につきましては、2013年10月から調査を開始いたしまして、現在、蓄積しているところですので、何がしかのことが今後言えていくような状況になっていくかと思えます。

以上、現状ですが、いずれにいたしましても、ここまでの部会で表明させていただいたとおり、また委員長からもお話がありましたとおり、現行のやり方に関して課題が全くないと考えているわけではありません。あくまで課題があるという前提のもとで、また、ここに書いてありますように、可能であれば、調査標本の品質調整を個別に行うのが理想で

あるということは理解しておりますので、研究をしっかり進めていきまして、十分な認識の上で取り組みを着実に進めていくという態度は変わらないという形です。

2番目は、委員長からの力強い応援というか励ましの言葉に対応するような部分となりますが、税抜きCPIよりも家賃を優先することはできないのか、また地域を限定してデータ収集するなど実務上の負担を減らすということで早期化できないのかという御質問がありました。こちらにつきましては、仮に今、税抜きCPIについて間に合わなくてもいいという話でありますとか、地域を限定してデータ収集するなど実務上の負担を減らすとかという話であれば、どのぐらいになるか。数か月という単位かもしれませんが、若干でも早めることは当然可能であろうと思っております。

ただ、税抜きCPIの話に関しましては、家賃と同様、委員会及び部会で指摘された事項ですので、私どもとしてはどちらも対応すべき重要な課題と認識するという形になります。いずれにしましても、委員会での御発言、また、このような御提案もあったということもありまして、できるだけ早期化には努めて参りたいと思っております。

一方で、2016年8月に予定の新基準、今、基準改定の作業中ですということで、こちらについては全力を尽くさざるを得ないというところがあります。その間は何もやらないというわけではないのですが、進めながら、その後に取り組みを加速していきまして、既に御説明いたしましたような4つの取組を並行的に進め、また、しっかりとPDCAというか、評価等々のサイクルを経た上で、「2017年度」と当初は書いていたのですが、気持ちの問題と言われてしまえばそうなのかもしれませんが、可能な限り早期に、取りまとめた成果を速やかに公表するということを考えております。

また、少しでも進捗状況をしっかりと伝えていって、継続的にしっかりとやっていくことを示すということもありまして、これらの検討の途中経過につきましては、私ども研究会の資料等々は公開してございますということもありまして、しっかりと積極的に公開していくという態度はとっていきたいと考えております。

私からの説明は以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、この点に関しまして、委員、専門委員の方から御意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

渡辺専門委員、岩下専門委員から御発言がありました。

よろしく願いいたします。

○渡辺専門委員 西村委員長のスピード感と力強くという話に沿った御提案かと思っておりますので、2017年度の可能な限り早期ということで、非常にスピード感があってよろしいのではないかと思います。スケジュールというか大きな話はそういうことです。

ちょっと済みません。細かいことではあるのですが、多分、今後の作業をする上で大事だろうと思っておりますので、ちょっとテクニカルなことをコメントさせていただきたいと思っております。

ちょうど2ページに書いていらっしゃる現行の方法についての記述と、それがあつる種の望ましさを持つてゐるということを主張されてゐると思ふのです。先ほど課題が残つてゐるとおっしゃつてゐましたので、その点も御認識として正しいと思ひますが、その上で、現行の方法について私なりの整理の仕方を少しお話しさせていただいて、今後の家賃の調整を行う際に参考にしていただければと思ひます。

私の理解してゐる限りではかういふことでして、現状は、ある地域においてそこにある家は当然として、そこに追加される新しいものもちゃんとサンプルに入つてくるし、壊されてしまつた家はそこから除いていくといふことで、その地域における家の新陳代謝そのものを全部見続けるといふ御趣旨かと思ひます。現実にそんなつてゐるかどうかはちよつと置くとしても、理想的には、その地域における平均的な築年数といふのがいつも一定になつてゐるということのを定常状態といふのでしうか、そんなつてゐることを想定されてゐるということなのだらうと思ひます。実際そんなつてゐるかどうかといふことについても、現状は把握が難しいといふ御指摘で、それも含めてきつと御検討がなされるのだと理解いたしました。

その理解を基にした私の認識はかうして、ここでは2種類の品質調整に絡むことが起きてゐると思ひます。

1つは、ここでも何度か議論されてゐるよつに、1つの物件を見つけたときに、それが1年古くなることによつて品質がどれぐらゐ落ちるのか。その意味での品質調整です。これは何度もこの場で議論してゐると思ひます。

もう一つは、例えばある土地があつたとして、そこに建つてゐた家がなくなつて新しい家が建ちましたと。両方とも賃貸ですと。その状況に絡む品質調整がもう一つのものとしてあると思ひます。これは、この部会では、少なくとも私の認識では、私は何度かそれつぽいことを申し上げてはいたのですけれども、明示的には議論されてゐなかつたタイプの品質調整だと認識してゐます。つまりそれは何かといふと、古い家の古い間取りのものがなくなつて、新しい間取りなり新しい耐熱のものとかいふのが加わつた新しい家が建つてゐるわけですから、そこにおける品質の変化といふのは当然あるわけで、それは築年とは別のものとしてあるわけです。

ですので、今、申し上げたよつに、経年劣化といふ品質の変化と、家が建て替わるといふいわゆる家の新商品に伴う効果と、2種類の品質の変化がある。この2ページ目の真ん中の段落では、私の理解では、恐らく、その2種類のものは定常的な状態ではちよつと消えてゐるということをおっしゃろうとしてゐるのだらうと思ひました。私はそんなつてゐないと思ひます。そんなる必然性は全くないと思ひます。つまり、経年劣化は経年劣化ですと、家を建てるときの技術の進歩とかそんなつてゐることに影響されるのはもちろんですけれども、そのことと、古い家が新しい家に切りかわつていくときにおける品質の変化、多くの場合、品質が向上してゐるのだと思ひますが、それとは一応独立の現象ですと、その2つがキャンセルし合ふといふ必然性は恐らく全くないだらうと思ひます。その意味で、

仮に平均的な築年数が調査地区内で変わらなかったとしても、品質調整の問題が残っているという認識を持つことが根本的に大事だと考えています。

私も前回の日銀の肥後さんの御説明を聞いたときに確認したことなのですが、実は日銀さんは前者の方の品質調整はされているわけです。いわゆる経年劣化の分はしているわけです。ところが、後者の方の、日銀さんの場合、オフィスですけれども、オフィスを建て替えましたと。新しいオフィスでインテリジェントなオフィスですとかというものの品質調整はされていないわけです。要は、同じオフィスを追跡調査としていて、オフィスの新陳代謝の分というのは考慮されていないというのが日銀さんのやり方の私の理解でして、もし間違っていたら教えていただきたい。

もちろん、それは日銀の肥後さん御指摘のようにある種の問題が残ってしまっているわけですが、オフィスの建て替えに伴う品質調整というのは非常に難しいところですので、そこまで徹底するのは難しいという御判断のもとで日銀さんはそういうことをされているのだと理解いたしました。

それから、それに少し関心を持ったものですから、自分で調べられる範囲で少しだけ。この手のことをやっているのはアメリカですけれども、アメリカがどうなのかなと見たところ、アメリカもやれているのは結局は経年劣化の部分だけであって、家が建て替わって、そこでの品質が変化した部分というのは、ここも正しいかどうかは完璧には自信がないですが、私の理解では、完全に無視しているということだと思います。あるいは、最近の学者の議論で、そこも無視してはいかん、あるいはそれを無視しないことによってこれぐらい差が出てくるとかということを言っている学者が出てきているというのは認識していますけれども、少なくとも、現状、BLS (Bureau of Labor Statistics) がやっている方法では後者の方の日常性は無視されている。日銀さん流の方法にとどまっているということだと思います。

そうすると、考えどころとしては、もちろん両方ともやればそれにこしたことはありませんけれども、後者の方が難しい、あるいはほかの先進的な方法でもその部分まではなかなかやり切れていないということであれば、とりあえずは、そこはさらに先々の課題と割り切って、前者の方の、いわゆる経年劣化に伴う部分だけを調整するというように焦点を絞るというのが1つの戦略として、特にスピードアップを図るという観点からは大事な戦略としてあり得るのかなと思います。

ここは別に総務省さんの現行のやり方を責めるわけではないのですが、もしそのように考えるのであれば、現状の、家の新陳代謝もちゃんと入っているから安全だ、ちゃんと図れているというような言い方を余り強調し過ぎない方がいいのではないかと。今、私が整理したような2種類の品質調整が入っていて、現状でも2種類の品質調整を完璧には処理し切れていないのだと。言い方としては問題ですが、今後は前者の方の品質調整をきちんとやるというのを2017年度の可能な限りの時期にということを進めていって、後者の方については先々の課題だということに整理していくのがいいのではないかと。

ました。少しテクニカルではあるのですが、恐らく、今後の家賃の調整をする上で一番大事な論点だと。議事的には一番大事な部分だと私は認識しておりますので、少し整理をさせていただきました。

○廣松部会長 どうもありがとうございました。貴重な御意見を伺いました。

岩下専門委員から何か御発言ありますでしょうか。

○岩下専門委員 具体的に2017年度という明記がされたので私も感動しました。私としては、5年に一度の基準改定の度にこの議論が出ているので、この委員に選んでいただいたときに、またさらに5年先延ばしにされるのだけはやめていただけたらなと思っていましたので、対応、非常にありがとうございました。

それから、税抜きCPIについては、私もそうですが、日銀さんが試算をしてくださっているおかげで、日銀依存度をもってマーケットの方でも簡単に計算していたということもありますので、作成部署において早期に公表することによって記者レクでもしっかり言っていただくというのが本来の筋という意味では、そちらの方もよろしく願いますということです。

ありがとうございました。

○廣松部会長 ありがとうございました。

北村委員、西郷委員、ほかに何か御意見ありますか。

○北村委員 渡辺委員の経年劣化の方に集中すべきというのは、私も全くそのとおりでと思っています。特にその点に関してやると、日銀の調整もそうですけれども、今回明らかになったのは、同じ住宅を経年的に追うようなパネルの調査ができていないというのが大きなネックかなと思いました。それを住宅・土地統計調査とか、総務省の方でやるのか国土交通省の方でやるのか、いろいろなところで同じような住宅関係の統計をとっているところがあると思うのですが、これは今回の答申と関係ないかもしれませんが、是非部会長に委員会の本会議の時に言っていただきたいことなのです。住宅関係の統計の調整というか、品質調整が非常に重要になってきているので、その統計を全体として集めるような話、あるいはどこがどのように集めるかということについての調整みたいな話も含めて議論していただきたいと思うのです。

高齢化の流れの中で、住宅を新規に改築するとか、建て替えるというよりは、そのまま住み続けているという傾向が多い。世帯主の年齢が高齢化してきているということが明らかかなように、住宅もそのまま劣化してきているというのは恐らく事実だと思うのです。ですから、品質が経年で劣化してきているという側面が大きいことは確かなので、私は、それがこのごろ顕著になってきているという認識をしています。そういう意味でもいろいろな形で対応していかないといけないので、是非研究を続けていただきたい。

○廣松部会長 ありがとうございました。

では、西郷委員。

○西郷委員 現状の設計は、恐らく、全数調査ができるという状況を仮に考えた時に、そ

の全ての家賃の平均的な価格が推定できるような格好で設計されていると思うのです。ですので、渡辺先生が御指摘のとおり、もし母集団における品質が変化している場合には、その変化している母集団の平均値を追い掛けているような形になっているので、そういう意味では品質調整というのは現状ではなされていない。ただ、今ある母集団の平均価格を反映させるような設計になっているという御説明だったと私は受け取りました。そのことをもって品質調整が行われているとまでは主張なさっていないのではないかとというのが私の印象です。

では、どうしたらいいのか。全数調査ができるような状況でもさらに品質調整をしなければいけないということが今議論されていると認識しているのですけれども、渡辺先生が整理なさったように、新規の物件が入る、そのための品質調整と、経年劣化の方の品質調整で、取り組みやすいのは経年変化の方だから、まずそちらを実施すべきだということなのですが、確かに取り組みやすいのはそちらの方かもしれません。そうすると、一定の方向に品質調整がかかる形になるわけです。それと、品質調整はしていないのだけれども、その母集団が変化していく中で、その平均価格を追い掛けて、品質調整はできていないのだけれども、母平均ですということと、経年変化だけに調整が加わった場合とで、どちらの方が偏りが少ないだろうかということ、ちょっと分からない面もあるような気がするのです。

ですから、研究を続けていただきたいというのは私も全く同じですけれども、反映のさせ方として、まず、経年変化だけ反映させて、しかる後に新規の物件の調整を入れるとなると、2段階でバイアスの補正が行われる格好になるので、その戦略が本当にいいかどうかというのは、私自身は100%大丈夫かなと自信がない状況なのです。もし渡辺先生の方で御意見があるようだったらお願い致します。

○渡辺専門委員 もし私に誤解があったら日銀さんに教えていただきたいのですけれども、なぜ日銀は前回も御説明いただいたように、オフィスの新陳代謝分を無視しているのかということについて。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 渡辺先生の御理解は全くそのとおりでして、多分、もともとやり方が根本的に違って、私どものSPPI（企業向けサービス価格指数）とアメリカのCPIは、指数の作成方法でいうと、家賃を調査して、それを1個1個基準年で指数化して、指数化したものを平均して指数を作るという方法を使っているのです。総務省の家賃調査は、小売物価統計調査全般にそうだと思うのですけれども、1㎡当たりの家賃をまずとってきて、多分、それを家賃調査区で平均して、それから指数にするという方法をとる。つまり、家賃調査区の中では住宅の品質は一緒だと考えて、全体を平均する。それは小売物価統計調査で各都市である商品を調査されて、その平均価格を計算してから指数化している。多分、それと同じ方法だと思うのです。

少なくとも事務所については、当然、物件ごとに品質が違うわけですから、違うものの平均をとるという考え方は普通とれないので、まず1個1個を指数にして変化を追い掛けていきます。その結果、何が起こるかということ、経年の品質劣化がそのまま指数に出てき

ます。というのは、先ほど申し上げましたとおり、5年たち、10年たち、そのオフィスが代表的でなくなる。取り壊される理由で、オフィスが調査サンプルから抜かれるわけですが、その時は新しいサンプルとつなぐ方法が、先ほど指数のリンクと申し上げましたけれども、価格差が品質差と一緒である、一種のオーバーラップだとみなしていますので、ある程度はいいのだと思うのですが、完全に調整し切れているか分からない。そういう意味では、品質調整ができていないということですので、黙っていると経年劣化の部分だけ残ってしまうのです。

アメリカのCPIも同じ考えだと思うのですが、一方的に経年劣化の影響が残ってしまうので、別個の方法を用いて経年劣化分を補正すれば、サンプルの入替え部分を除けば、私としてはかなり大部分だと思うのですが、大部分の調整はできているという考えでこの方法をやっている、恐らくアメリカのCPIもそうなのではないかと思っています。

ただ、総務省さんの場合はそうではなくて、これは私の解釈ですけれども、過去、平均的に見れば築年数が割合一定であったので、それで品質が一定とみなすことができるか分からないけれども、そうであったので、この方法が優れているとお考えになられてやってこられたと思うのです。住宅・土地統計調査等で見れば分かる通り、最近では住宅の築年数の部分でかなり古い方に。先ほど北村先生もおっしゃったのですけれども、平均的には5年ごとに2～3年古くなっているというような変化をしていますので、十数年前に日本銀行が最初にこの問題をパブコメで提起させていただいたときにはそれほどでもなかったのですが、この十数年、住宅着工が少ないこともあって、住宅の部分が古くなってきているので、品質一定の仮定を維持するのがなかなか難しくなっているのかなというのが私の印象です。

ですので、もともとどちらの方法に優劣があるということはなかったと思うのですが、現状では、それで品質一定をみなすというのはなかなか難しくなっているのかなという印象を物価作成者の一員としては思っているということです。

○廣松部会長 ありがとうございます。

渡辺先生、よろしいでしょうか。

ほかに御意見はありませんか。

どうぞ。

○小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 かなりいろいろと御議論いただきましてありがとうございました。確かにそういう形、それから、どのようなやり方をするにしても、私どもとしては、作成する以上、何でそのやり方が今までよりも正しかったのかという説明の責任を負っているというところは重々自覚しております。なので、皆様の御意見を踏まえた上でしっかりと議論した上で、今の議論は必ず、どう変えるにせよ、質問として負うものだと認識してございますので、しっかりと説明責任を負った上で、かつ、できるだけ早くという御要望でございますので、努力していきたいと考えているところです。

どうもありがとうございました。

○廣松部会長 ありがとうございました。

この点に関しまして部会長としてのまとめということですが、少なくとも今回の部会、計4回行いましたが、それぞれの部会において時間を割いて議論をしてきました。長年の懸案事項でありましたけれども、統計局の積極的な対応によって初めて具体的なスケジュールが示されました。その点は私も高く評価したいと思います。

実際の調整の方法については、今、御議論がありましたとおり、懸案事項が多く、拙速であってはいけないと思います。この点は先ほど事務局から紹介をしていただきました前回の統計委員会でも、委員長及び委員からもそういう御意見を頂きました。検討過程については、関係機関、有識者と相談をして行われること、さらに、その途中経過についても積極的に公開するという発言をいただきました。

以上のことから、現段階においてこの問題に関しては着実に検討が進められ、スケジュールどおりの対応がなされることを希望するという形で整理したいと思います。本日も含めて、今回の部会で皆様方からいただきました御意見は、研究を継続していく上での大変貴重なアドバイスであると同時に、大変重要な論点であろうと思いますので、調査実施者の方でその点を重々認識した上で、今後、研究等を続けていただければと思います。

ということで、よろしいですか。

(「はい」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございました。

ただ、この点に関しては後ほど部会長メモのところでも触れさせていただきます。そのときに、もし何か御意見がございましたら、御発言をいただきたいと思います。

次に、「今後の課題」への対応状況に関連して、前回の部会において幾つか質問があったほか、部会終了後にも質問を頂いておりますので、それらを併せて調査実施者から回答をお願いいたします。

○小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統計室長 引き続きまして「今後の課題」への対応に関する説明です。資料1の4ページの(4)以降という形になりますが、順次御説明をさせていただきます。

初めに、価格報告者台帳の関係です。こちらはリンク等との関係で御質問をいただいたところで御紹介させていただいたものですが、具体的にどういうものをとっているかということに関しましてはかなり細かめに示させていただきました。御覧のとおりという形で、なかなか個別に数字をとるところまではいっていないのですが、従業者数、経営組織、売場面積、開設時期、店舗形態、取扱商品という形で取らせていただいています。ただ、調査事項ではないものですから、取り方の具合についてはさすがにそこまでの強制力を持った取り方でもないというところもありまして、品質のところは若干問題があるかもしれないなということは認識しているところです。

また、同様に御質問のありました5ページ目にはありますが、調査している事業所の変更

割合です。こちらは同じ店舗を調査していたり、そういうこともありまして、なかなか計算しづらいところもあるのですが、一定の計算をしてみたところ、10%から15%ぐらいの間に1年間で店舗は変わっていったという状況が見てとれたというところです。

この辺を踏まえまして、追加質問といたしまして、価格報告者台帳の情報を使った集計は考えられないのかという御質問をいただきまして、私どもの方で検討いたしました。こちらについては、全く新しい試みという形になりますので是非検討させていただきたいと理解しております。

一方で、具体的にどのような集計をすれば皆様の役に立つのかという話でありますとか、価格報告者台帳自体、先ほど申し上げましたが、余りぎりぎりとしているものではないということもありますので、そちらの品質とか内容等々、そういうことも踏まえながら検討を進めさせていただければと考えております。

引き続きまして「(5) インターネット通信販売価格の把握について」ということで、検討の加速の可能性についてというお話がありました。こちらに関しましては、ネット通販についてはしっかりとやっつけようということ、前回、スケジュールも含めて30年1月からという形で御報告いたしました、こちらはあくまで構造調査の統計調査として対処することを念頭に置いた日程感ですので、諮問答申があるとか、手続があるとか、そういうことを踏まえた日程感になっておりました。

一方で、部会の中で、2段落目以降に書いてありますが、ウェブスクレイピング等、調査に頼らない方法などいろいろあるだろう、できるだけ早期化を図ってほしいという御要望があったのを踏まえまして、3段落目の方、多分、民間のお力を借りる等々の必要があると思いますので、必要な予算措置を講じるなどした上で、ちょっと早めまして29年度の可能な限り早期ということ、最新の技術の活用も視野に入れた大規模かつ本格的なネット通販価格の取集を開始いたしまして、同年度内に一定の成果を出す。成果の内容がどういふものかはともかくとして、何か使えるものを出していくという形に変えたいと思っております。こちらは考え方を改めて御要望に沿った形をしようと思っております。

最後に、CPIの品質調整の情報提供についてという形で、途中経過における詳細な個別情報は提供してもらえるのかという話です。こちらについては、当然、いろいろな法制等もあります。出せるもの、出せないもの、法律上保護すべきもの等々ありますが、いずれにいたしましても、提供できるものに関しましては可能な限り提供するというところで考えておるところです。こちらについては情報がいろいろと混ざっておりますので、必要なものについて、どういふものかという点について個別に御相談を受けながら対処していく形になるかと思っております。

私からの説明は以上です。

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の回答に関しまして、御質問、御意見がございましたら御発言いただきたいと思っております。いかがでしょうか。

○西郷委員 前回の商業統計調査とのマッチングについて質問させていただいたのですが、それが難しいということは、店舗情報の管理の仕方が全く異なるのでということで納得いたしました。

今日御提示いただいた価格報告者台帳というのはかなり細かいデータも、必ずしも公的と基幹統計と同じ精度は要求できないというお話でしたけれども、例えば店舗形態別の価格分布であるとか、そういったものを示せる程度の情報は持っていそうな気はするのです。もちろん、小売物価統計調査は店舗の選択が必ずしもランダムサンプルというわけではないので、それで集計して本当に全体像かというところ、胸を張って言えない面があるので、それでちょっと躊躇するようなどころもあるかとは思いますが、先ほど御発言があったように、新しいプロジェクトになるので、これから検討していただけるということであれば検討していただきたいと思います。

前回の部会だったと思いますけれども、小売物価統計調査はCPIを作るためだけにあるのではなくて、小売物価は小売物価としての役割というか、記録としての役割もあるのだという御発言が確か小松室長からあったように思います。私もそれは非常に賛成で、統計は、その時その時の状況を見るだけではなくて、過去から現在に至るものの記録としての意味、特に小売物価統計調査はその色彩が非常に強いと思うのです。昔こういうものがこれぐらいの価格で売られていたということをしっかり残しておく。そういう点からしても、小売物価統計調査ならではの集計というのは是非これから先も検討していただければと思っています。そのための一つがこういう業態別なり何なりの価格分布を示すものだと思いますので、強くそういう検討を要望いたします。

○廣松部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○渡辺専門委員 ネットの話ですけれども、これでスピード感を持って対応していただけるということで非常によろしいかと思えます。

全くの参考情報なのですが、たまたま韓国の統計局の方とお話をする機会がありまして、ウェブスクレイピングのようなものを彼らは既にもう取り組んでいて、なおかつ、来年には食料品とか主要なものについてウェブスクレイピングで作った物価指数みたいなものを出していくということがスケジュールに載っているのだそうでした、大分進んでいるなと思ったわけです。

私が大事なことかなと思ったのは、そのスピード感もさることながら、彼らはネットの価格を見る意味というのを、多分、ここでの議論とは違うように考えている。韓国は日本よりも明らかにネットの上の通販の普及が進んでいますので割合も高いのだろうと思うのですが、そうすると、その市場での価格を独自に知らないことには実売のオフラインの価格だけ見ていたのでは全貌は分からない。そういう危機意識というか問題意識というのが強いのだろうと思います。

つまり、普通の人々が物を買う時の市場が明らかに2つに分かれてしまっていて、もう片

方のものとは違う動きをしているので、片方だけ見ていたのではもう片方を類推することができないという認識が強いのだと思うのです。

日本はそこまで行っていないということもあって、それほど通信販売が普及していないこともあって、今のところ、どちらかというところ、ネットの方は少し特別なマーケットで、そこで何が起きているのかな、こういうことを調べておいた方が安全かなという程度の御認識かと思うのです。現状はそれでいいのかもしれませんが、今、ネットでの購買というのが急速に進んできているわけです。そうすると、韓国のような局面に入ってくるということも、当然、日本でも遅かれ早かれ起きるのだらうと思います。

そのような観点からすると、ネットの価格を調べるというのは、オフラインの実売の店舗の価格を調べるのと同じような意味で重要なのだという御認識を持っていただいて、それをさらにスピード感を持ってやっていただくことが必要なのかなと思います。

たまたまそういうチャンスがあったものですから、申し上げさせていただきました。

○廣松部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

私も、その価格報告者台帳に関しては、品目の選定基準と同じように、今回の部会でこういう形でその内容が報告されたことは大変有意義だと思います。確かに、その情報を用いた集計については、今まで十分検討されておりませんでしたので、その点について、今後、台帳の記載情報の充実ということも含めて検討するという方向性を示していただいたことは大変重要なことだと思います。

それから、インターネット通販に関して、今、渡辺専門委員から韓国の状況も御報告いただきました。ただ、先ほど調査実施者からも回答がありましたとおり、インターネット通販の価格の把握のためには、恐らく何らかの形で民間の協力というか情報を使わざるを得ない。そうすると、当然、コストがかかることであろうから、今すぐにとというのは難しいかもしれませんが、5ページのところで、29年度の可能な限り早い時期に成果を出したいという方向性を示していただきましたので、この点も評価をしたいと思います。

よろしいでしょうか。

では、この「今後の課題」のところでもいただきました御意見に関する回答というか、今後の方向性を示していただいたということかと思いますが、了解したということにさせていただきます。

さて、本日まで4回にわたって小売物価統計調査の変更計画について審議をして参りましたが、以上をもちまして全ての事項について審議を終えました。有意義かつ円滑な審議に御協力いただきまして誠にありがとうございました。

それでは、今までの議論を踏まえた部会審議の取りまとめとして、資料2の答申（案）について審議をお願いしたいと思います。

これにつきましては、事前に統計委員会担当室から委員、専門委員の皆様にご送られていることと思います。

なお、統計委員会で示されました御意見についての対応については、諮問内容そのものではないこともあり、資料3の部会長メモの方に明記し、答申とあわせて委員会に報告を予定しておりますので、そちらの方で説明をさせていただきます。

まずは、答申（案）の構成について御説明いたします。

資料2を御覧いただければと思います。答申（案）の構成ですが、1ページ目に「1 本調査計画の変更」という項目を設け、「（1）承認の適否」と結論を記載した後、1ページから3ページにかけて「（2）理由等」として個別の変更内容についての判断を示しております。

続きまして、3ページ以降において「2 統計委員会諮問第41号の答申で示された『今後の課題』への対応状況」という項目を設けて、前回の答申で示された「今後の課題」についての調査実施者の対応状況及び部会としての判断を記載しております。

最後に6ページに、今回の部会審議の結果を踏まえて次回調査までに御検討いただきたい課題を「3 今後の課題」という項目を立てております。

現在のところ、これまでの審議を踏まえて、この部分には、選定基準の運用、特売価格の実施状況の把握について記載をしております。

答申（案）の構成は以上でございます。

それでは、項目別に御審議を頂きたいと思っております。

まず、答申（案）の冒頭にあります「承認の適否」という項目ですが、この部分については「（2）理由等」の検討を行った後、確認をさせていただきたいと思っております。従いまして、「（2）理由等」を御覧いただければと思います。

まず、1ページ目の真ん中あたりにあります「（2）理由等」の「ア 動向編の調査品目の見直し」のところを御覧ください。本申請では、動向編の調査品目のうち33品目を廃止することを計画しております。これにつきましては、7ページから8ページに添付しております別紙1-①の「選定基準（動向編）」について、その内容を確認し、これを適当であると整理した上で、廃止予定の33品目はこの選定基準に基づいて削除されることから、適当であると整理をしております。

このような内容、結論でよろしいでしょうか。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 事務局から1点補足をさせていただきます。

今、部会長から御発言いただいたとおり、動向編の選定基準につきましては答申（案）の7ページ、8ページに付けておりますけれども、資料2の答申（案）はあくまで前回第3回の部会までの議論を経て作ったものです。従いまして、本日の冒頭で調査実施者から説明をしていただいた用語の修正というところまでは答申（案）の7ページ、8ページでは反映をしておりません。本日、先ほど御了解を頂いたということになりますので、その内容も追加されると御理解いただければと思います。

なお、この点につきましては、後ほど出てくる構造編の選定基準の文言についても同様

ですので、御了承いただければと思います。

○廣松部会長 ありがとうございます。

その意味で一部修正が加わるということですが、この点に関しましては先ほど皆様方の御同意をいただきましたので、それを踏まえた形の修正をさせていただきます。

それを含めまして、このアの部分、内容、結論に関しましてはよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○廣松部会長 それでは、この内容で適当とさせていただきます。

次に、1 ページの下の部分「イ 調査計画における調査品目の名称整理」です。これにつきましても、現在、調査の対象となる財又はサービスの名称が個別に調査計画に記載されている動向編の調査品目について、家計調査の設定品目に準じた財又はサービス群の名称を記載する形式に変更するというのが当初の計画でした。これは、現行の記載方法では、本調査が家計消費の全体を網羅できているのか、調査計画上分かりにくくなっている可能性があるという調査実施者の認識に基づくものでした。しかしながら、部会審議では、調査計画における品目の記載内容が抽象的になること、それから、実際に調査されている品目が不明確となり、利用者の利便性が損なわれるおそれがあるほか、調査品目を変更する際の適切性を事前に確認する手続を確保することも必要であるという意見が強く出されました。

そこで、2 ページの図1に例示しておりますとおり、「家計調査の設定品目に準じた財又はサービス群を『上位品目』として新たに設けるとともに、従来、設定していた調査品目がこの上位品目よりも詳細な場合は、引き続き、調査計画上に記載するよう修正する必要があることを指摘する」という整理にいたしました。

これを踏まえた動向編の品目一覧の整理結果は、この資料2の11ページから16ページの別紙2のとおりです。このような内容及び結論でよろしいでしょうか。

図1では、特に、あんパン、カレーパンを例に挙げておりますが、もし調査品目としてこれに追加すべきものが出てきた場合には、この調査品目のところに新たに加えるということになります。

同時に、家計調査との対応に関しては「上位品目」というところで明示されているという修正案です。

よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○廣松部会長 それでは、イの部分につきましてもこの内容で適当とさせていただきます。

続きまして、2 ページの「ウ 構造編の調査品目の表記方法及び調査品目の変更」のところです。

まず、そのうちの(ア)ですが、構造品の調査品目については、現在、調査の対象となる財又はサービスの名称が個別に調査計画に記載されていますが、本申請においては、「総務大臣が指定する」旨の包括的な記載に変更するというのが当初の計画でした。これは、

現在の記載方法では経済動向の変化等により調査品目の変更が必要になった場合に、迅速な対応に支障が生じる可能性があるという調査実施者の認識に基づくものでした。しかしながら、それでは、実際に調査されている品目が分からなくなり、利用者の利便性が損なわれるおそれがあるほか、これまでの記載方法でも、調査品目の適時の変更を支障は生じていなかったことから、個別品目名を列挙する現行の方法を継続する必要があることを指摘するというふうに整理をいたしました。

その内容が17ページの別紙3のところに構造編の調査品目という形で明示されております。

このような内容、結論でよろしいでしょうか。

確かに、個々の品目を見ますとかなり細かいですが、恐らく、利用者にとってこの情報も必要であろうという判断です。

よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、この部分も適当とさせていただきます。

次に、2ページの下の方(イ)です。構造編における調査品目の追加、廃止については、9ページから10ページに添付している別紙1-②「選定基準(構造編)」に基づいて判断がなされており、今回、その内容についても確認をいたしました。ただ、この構造編の選定基準に関しましても、先ほど事務局から説明がありましたとおり、本日、前半の部分で調査実施者から修正意見が出て、それをお認めいただきましたので、それを反映する形に修正をいたします。その上で、構造編の選定基準に沿った適切な調査品目の選定が可能となることから、この選定基準を適当と整理いたしました。

そして、この選定基準を踏まえて、銘柄別価格調査の対象となっている「液体調味料」を廃止し、「ルームエアコン」を追加するよう調査計画を修正する必要があると指摘をしております。これは先ほども申し上げましたが、その整理結果は17ページの別紙3のとおりです。

このような内容、結論でよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございます。それでは、この内容で適当とさせていただきます。

次に行きまして、3ページ目の「エ 調査員調査品目の範囲の見直し」の部分です。本調査は、現在、調査品目ごとに調査系統を指定しておりますが、調査員が調査を行うこととしている品目について、販売形態の変化に応じて、総務大臣が調査員に代わって調査を行うことができるよう調査計画の規定を追加するものです。

これにつきましては、新製品の急速な普及や消費パターンの急激な変化が起こった場合などに調査員の負担増加を抑制しつつ、総務省が機動的に調査することを可能とするものであり、また、実態の的確な把握や実査の効率性の向上に資するものであることから、適

当であると結論づけております。

このエの部分の内容及び結論はよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございます。それでは、この部分も適当とさせていただきます。

続きまして「オ 集計事項の見直し」です。今回の変更では、これまで公表されてきました中間年バスケット指数について作成を取りやめる一方で、連鎖指数については生鮮食品を含めた総合指数の公表を行うこととするなど、公表内容を充実することが計画されています。これについては、中間年バスケット指数の結果表へのアクセス数が年間100件未満にとどまっている一方で、内閣府が公表しております月例経済報告等、各種行政施策上で用いられている連鎖指数の充実を図ろうとするものであることから、適当であると整理をいたしました。

この部分に関しまして、この内容、結論でよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございます。では、この内容で適当とさせていただきます。

3 ページの下半分のところからですが、「統計委員会諮問第41号の答申で示された『今後の課題』への対応状況」です。

まず「(1) 調査地域及び調査品目の見直し」ですが、これにつきましては、前回の答申時の今後の課題として、構造編に関して調査地域、調査品目を2、3年ごとに見直すこと、また調査品目を年単位で交代させるローテーションについて検討する旨の指摘がなされております。これに関しまして調査実施者からは、調査品目に関してはおおむね2、3年ごとに見直しを行うものの、ローテーション調査については対応できない。さらに、調査地域については、動向編の調査地域以外から調査地域を選定するため、5年ごとに行われる動向編の市町村交代に合わせて見直す必要があること、また、調査地域内で調査品目を扱う一般小売店や量販専門を網羅している必要があり、調査地域を県庁所在地又は東京都区部とする必要があることにより、2、3年ごとの見直しは困難であるという説明がありました。

これらにつきましては、まずローテーション調査については、調査の都度、全ての調査品目の入替えを伴うことになること、品目の選定については、毎年、選定基準に基づいて適切に行われることから、調査実施者のローテーション調査は困難であるという結論は適当といたしました。

また、調査地域の変更については、動向編と連動して調査地域を選定する必要があることから、これについても調査実施者の結論は適当といたしました。

この案に関しまして御意見はありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございます。それでは、この部分に関しましてもこの内容で適

当とさせていただきます。

続きまして、4ページの「(2)『動向編』と『構造編』の連携」の部分です。これにつきましても、前回答申時に「今後の課題」として、動向編の店舗選定の妥当性について2、3年ごとに検証を行うこと、他の統計とマッチングすることで店舗特性別の新たな統計表を作成するなど、構造編の充実を検討することが指摘されております。

これに対して調査実施者からは、構造編の調査結果を検証し、動向編の品目選定に活用するなどの対応を行っているということでしたので、この部分は適当としております。

一方、他統計とのマッチングについては、他調査において使用している母集団名簿が本調査のものと異なること、事業所の把握方法が異なることなどから困難との説明を受け、データを突き合わせる労力を考慮するとやむを得ないと判断をいたしました。

ただ、集計の充実につきましては、本日宿題に関する回答として部会で説明をいただくことにしておりましたことから、「P（ペンディング）」にしております。この部分につきましては、先ほど調査実施者から「価格報告者台帳」の情報を用いた集計について検討する旨の説明をいただきました。それを踏まえまして、「P」の部分の後ろのところですが、この部分に今から申し上げるような趣旨の一文を追加することとしてはどうかということで、この場で御提案申し上げたいと思います。

具体的には、4ページのPの括弧については、「本調査の調査対象名簿・・・やむを得ないものとする」の後ろに、これはあくまで私の御提案ですが、追加する文案として、

「一方で、本調査の調査対象名簿には、経営組織や売場面積等の情報が含まれていることから、これらの名簿情報を活用した集計の充実を検討する余地が認められる。」という文章を追加してはどうかということです。具体的には、本日の資料1の4ページのところに価格報告者台帳の例示がありますが、ここに挙げられているような情報を活用した集計の充実を検討する余地があるということをおっしゃるものです。

今、申し上げました追加部分も含めまして御意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。

西郷委員、いかがですか。

○西郷委員 私は全く依存ありません。

○廣松部会長 よろしいですか。

○渡辺専門委員 細かいことですが、資料1で言うと、今の最後のところの語尾の問題です。資料1で言うと、今日のお話で、「『価格報告者台帳』の情報を用いた集計について検討する」とか「検討して参りたい」とか、そういう語尾なわけです。その語尾と、今、御提案のあった「検討する余地が認められる」というのは若干ニュアンスが違うように思うのです。文章のタイプが違うので違うという面もあるとは思いますが、もう一步。

○廣松部会長 踏み込んだ表現の方がよろしいでしょうか。

○渡辺専門委員 はい。先ほどの資料1と整合的にするという意味ではその方がよいのではないかと思います。

○廣松部会長 そうですね。

ただ、同時に、この点については、「今後の課題」のところで「もう少し検討する必要がある」という形で入れてはどうかとも思っています。

少し先に行ってしまうのですが、6ページのところに今回の答申の「今後の課題」ということで、現状では「(1) 選定基準の運用」「(2) 特売価格の実施状況の把握」という2点をあげています。ここに新たに(3)を設けて、少し繰り返しになりますが、今の点について「検討する必要がある」という形で記載することも考えられるということです。

○内山総務省政策統括官(統計基準担当)付国際統計企画官 事務局から若干補足をいたします。

今回、答申(案)を部会長と相談をして作る時に、統計局さんから本日資料1として配っているものも当然参考にしながら、今後どう書きましようかということだったのです。先生のひとまずの御整理としては、今、御覧いただいている答申(案)の4ページ目、(2)の動向編、構造編の方には、統計局さんの御回答を踏まえてそういう検討をする余地があるとまず書きましよう。その上で、具体的に必要性があるということも書いたらどうかということもありましたので、それについては「今後の課題」の中で検討する必要があると。つまり、名簿情報を活用した集計の充実について検討を行う必要があるということ。「今後の課題」の方にも重ねて書くというわけです。そこで、今、御覧いただいている「今後の課題」の対応状況においては、説明を受けた結果として検討する余地が認められるというふうにした上で、最終的な方向性として「今後の課題」のところで改めて「検討を行う必要がある」と書き分けてはどうかというお話でした。答申案のパーツごとにお話をしているので、先生方、若干混乱させてしまい申し訳ございませんでしたけれども、今、渡辺専門委員がおっしゃった「検討を行う必要がある」とさらに踏み込んだ記載をすべきという趣旨につきましては、最後の「今後の課題」のところで書いてはどうかというのが、現段階の部会長のお考えと御理解ください。

○廣松部会長 補足説明をありがとうございました。

その意味で、ちょっとダブるのですが、表現ぶりについては皆様方の御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

○渡辺専門委員 私もそれぞれの文章の意図は完全には理解し切れていないのです。例えば、今「統計委員会諮問第41号の答申で示された『今後の課題』への対応状況」の(2)を見ているわけですが、ちなみに(1)というのはどうだったかを見ると、ここも語尾だけ申し上げて恐縮ですが、「調査実施者の結論は適当と考える」とか、もう一つ「調査実施者の結論は適当と考える」という明らかな判断が示されているわけです。私の認識では、今後の課題に対してこの部会がどう判断したのかということがそれぞれの項目について示されるというのがこの文章の書き方なのかなと理解したのです。そうだとすると、この「(2)『動向編』と『構造編』の連携」についても、「余地が認められる」というのは、もちろん、余地がないという判断ではないということなので判断ではございますけ

れども、言葉尻ではございますが、先ほどの資料1でのお話とは判断の度合いが違うように思います。

さらに、これももし誤解があったら教えていただきたいのですが、今、24年1月20日に示された「今後の課題」への対応状況の話をしているわけです。それがさらに今回もまた「今後の課題」で挙がってきているということは、結局、24年にもらった課題がまだ課題として残ってしまっている、スルーしてしまっているということになるのでしょうか。

○廣松部会長 いいえ。この名簿に関しては24年の審議の時には出てきませんでした。今回初めてこういう具体的な形の名簿の提示をいただきましたので、それを踏まえた形で、一応、この「『動向編』と『構造編』の連携」の「P」の最後のところで「やむを得ないものとする」と判断し、結論を出しております。

一方で、今回、この部会で新しく提示された名簿、すなわち価格報告者台帳の利用に関しては、これを用いた集計というのができるのではないかということについては、新たな課題として現在の形で書いたわけですがけれども、御意見も踏まえ、場所も含めてちょっと検討させていただきます。

○渡辺専門委員 もし単に記述が繰り返してしまうという点が格好悪いということであれば、まあいいのではないかと思います。つまり、同じ記述が4ページのところでも出てきて、最後の「今後の課題」のところでも同じ記述が出てくることになってしまうわけですがけれども、正確を期しているという意味ではそれが一番正確なように思いますので。単にニュアンスの違いが出てしまうといけなかなということだけ申し上げています。

○廣松部会長 ありがとうございます。

○西郷委員 今、渡辺専門委員のお話を聞いていて私も考えたのですがけれども、ここは、今、部会長が追加するといった一文はあえて書かずに、「今後の課題」にだけ書くというのも一つの整理かと思えます。

というのは、今、渡辺先生がちょっと懸念なさっていたように、前回の宿題に対して答えなかったのではないかと、何も出なかったのではないかとなくなってしまつと余りよくないので、その話は一旦済んだのだという形、マッチングはできませんでしたという形にして、今回の部会で報告者台帳という新しいソースが出てきたので、その活用については今回の部会の課題として次回の宿題にするという格好にした方が、答申の書き方としてはすっきりするのではないかとというのが、多分、渡辺先生の御意見かなと伺いました。

○廣松部会長 北村先生、いかがでございますか。

○北村委員 私も今の西郷委員の整理でいいのではないかなと思えます。

○廣松部会長 分かりました。では、先ほど提案をいたしました追加文案は、この場所に入れるのではなくて、後ほど御提案申し上げますが、「今後の課題」のところに記載するというようにさせていただきます。

もう一度整理をいたしますと、4ページの「(2)『動向編』と『構造編』の連携」のところの「P」に関しましては、本日説明もありましたので「P」をとらせていただきます

す。その上で、私から追加文案として御提示したものに関しては「今後の課題」の方に移すということで、ここには加えないことにしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございます。では、そういう形で扱わせていただきます。

続きまして、4ページの下の部分「(3) 特売価格、通信販売価格及び割引・特典サービスの実施状況の把握」のところでございます。これにつきましては、前回の答申時の「今後の課題」として、全国物価統計調査で把握していた特売価格、通信販売価格及び割引・特典サービスについて、その把握の必要性及び技術的可能性について検討することが指摘されております。

まず、通信販売価格の部分ですが、前回の部会では、調査実施者からインターネット通販については平成30年度を目途に把握することを検討する旨の説明がなされましたが、検討を加速させるべきであるとの指摘があったことから、本日の部会で追加の説明をしていただくということで「P」をつけております。

本日、平成29年度の可能な限り早い段階で開始するという説明があり、先ほど了といたしましたので、これを踏まえますと、この「P」の部分の2行目のところで「平成29年度の可能な限り早い段階での開始を検討しており、適当と考える」と改めることができるのではないかと思います。この部分に関して御意見をいただければと思います。要するに、現在、「P」の部分の2行目「平成30年度を目途に本調査で把握することを検討しており」という部分を「平成29年度の可能な限り早い段階での開始について検討しており、適当と考える」と修文をするということです。

○渡辺専門委員 「ただし」以降はなくなるということですね。

○廣松部会長 なくなります。

○小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統制室長 すみません、よろしいですか。

○廣松部会長 はい。

○小松総務省統計局統計調査部消費統計課物価統制室長 試験調査の話に関しては、前回の30年度の調査としての実施を前提として試験調査の日程を組んでおりましたが、こちらの今回御提案差し上げた民間を使ってというものに関しては、特段、試験調査を使う、使わないの話とはまた別と考えておりますので、この段階で口を挟むのは差し出がましいのですが、もし可能であれば、そのあたりは。

○廣松部会長 では、「今後、試験調査を経て」も削除ということでよろしいですか。

それでは、再度確認をいたします。

「P」の部分ですが、

「調査実施者は、通信販売価格のうち、インターネット通販については、平成29年度の可能な限り早い段階での開始について検討しており、適当と考える。」

というふういたします。

よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○廣松部会長 では、この「P」の部分に関しては、今、確認をいたしましたような形で修文をいたします。

その後半、「特売価格及び割引・特典サービスの実施状況については」の部分ですが、これについては「調査員調査で安定的かつ継続的に把握することが困難」であるとして把握しないとの報告を受けましたが、特売価格や割引・特典サービスの内容が企業・店舗により極めて多岐にわたっていることを踏まえて、調査実施者の結論はやむを得ないという形で整理をいたしました。この部分に関してはいかがでしょうか。

○北村委員 この部分について、現状としてはそういうことで難しいということは理解できますし、この部会でもこの点についてそんなに議論をしたという感じはないので言うのもあれなのですが、もし可能であれば、今後の課題のところで、特売価格で主に買い物をしている人がいるというような認識というか、我々のPOSデータで使っている結果などを見ると、特売価格で購買しているという話もありますので、そこについては継続的にまた観察して、把握の仕方を検討するとか、継続的にモニターして検討するとか、ここで、できないので、終わりというような話にしないでいただければと思うのです。

○廣松部会長 今の御趣旨に関しては、最後の方の6ページ、今回の答申の「今後の課題」として「(2) 特売価格の実施状況の把握」という項目を入れました。それとの関係で、これは先ほどの「『動向編』と『構造編』の連携」と同じような形なのですが、こういう形でよろしいでしょうか。

○北村委員 はい。後でどのように入れればいいのかちょっと考えますけれども、こういう形で入っていれば結構だと思います。

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、この5ページの2段落目「一方、特売価格及び割引・特典サービスの実施状況については」云々の部分に関して「調査実施者の結論はやむを得ないものとする」といたしておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございます。では、この部分はこれで適当とさせていただきます。

次に、(4)、統計委員会諮問第27号の答申。これは平成22年10月に出されたものですが、その答申で「今後の課題」として提起された課題への対応状況です。

「ア 現行の小売物価統計調査における調査品目の選定基準」のところですが、これについては、今後の課題として、現行調査品目の選定基準について妥当性を検討することという指摘がされております。この動向編の選定基準につきましては、この答申の1ページの1(2)のアで妥当性について審議をしております。

その際、家計消費支出総額の1万分の1以上の品目を選定する旨の基準については、これよりも大きくした場合には精度の維持が困難になる一方、小さくした場合には寄与度が

軽微であり、費用対効果の観点から適当ではない旨、調査実施者から説明がなされたほか、現状の品目数は諸外国と比較しても適切な水準であるという指摘もありました。これらを踏まえてこの結論は適当であると整理をいたしました。

この部分の内容及び結論はこれでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○廣松部会長 それでは、この部分に関してはこの内容で適当とさせていただきます。

続きまして、5ページの下の方「イ 小売物価統計と消費者物価指数との関係」のところですか。これにつきましては、今後の課題として、消費者物価指数を単独で基幹統計とするか否かについて検討することが指摘されております。

この点につきまして、調査実施者からは、消費者物価指数を引き続き本調査の集計事項の一部とした場合と、単独で基幹統計とした場合の検討を行った結果、引き続き、小売物価統計調査の一部として位置づけたいとの報告を受けました。

これにつきましては、消費者物価指数の現データについては、専ら本調査、すなわち小売物価統計調査によっており、両者は密接不可分の関係にあることなどから、調査実施者の結論は適当であると整理をいたしました。

この点に関しまして、この内容、結論でよろしいでしょうか。

特に御発言がないようですので、この部分も適当とさせていただきます。

続きまして、6ページ。今度は今回の答申の「今後の課題」でございます。この部分では、これまでの審議を踏まえて、本調査の今後の調査計画や調査実施について付すことが適当であると考えられる課題を記載することとしております。今のところ「(1) 選定基準の運用」として「調査品目については、動向編及び構造編それぞれの選定基準に沿って適時・適切に選定すること」、それから「(2) 特売価格の実施状況の把握」として「引き続き、利用者ニーズを踏まえつつ、その手法について検討を行う必要がある」という2つを挙げております。

まず、この2点に関して御意見を伺った上で、先ほど議論がございました名簿情報の活用についてここに加えるかどうか。加える場合、どういう文案がいいか、その点に関して御議論いただきたいと思いますが、まず、この2点に関しましてはいかがでしょうか。

先ほど北村委員から、特に(2)の部分に関して御指摘をいただいたのですが、このような文案でよろしいでしょうか。

○北村委員 「利用者ニーズ」というのはどのように考えればいいのですか。利用者というのは、特売価格で購入している消費者ということなのですか。

○廣松部会長 いいえ、統計の利用者です。

○北村委員 分かりました。ただ、実態として、特売価格で購入しているケースが大半である財というのがどうもあるらしくて、何かデュアラブルなもので、パスタとか、チョコレートとか、そのようなものであれば、安い時にまとめて買っておいてもとか、幾つか需要サイドのお話もあって、そういうことも含めて検討を行うとか、何かそういう話もして

いただければと思うのです。実態が、調査する人が特定の時間に行って価格を見ることは難しいという実施者側の理由はよく分かるのですけれども、同時に、消費者行動が変わっているというか、消費者行動がそれに対応しているということもありますので、そこはちょっと何か加えていただければと思うのです。具体的に案を出せないのですけれども。

○廣松部会長 具体的には、特売価格というところにもう少し説明を加えた方がいいという御意見ですか。

その点、いかがでしょうか。

そうすると、先ほど御質問がありました、その特売価格の把握、そこは少し説明を加えることにして、「統計利用者のニーズを踏まえつつ」と入れた方がよろしいですか。

○北村委員 まず、価格情報を使う人がいろいろあって、その人たちもその特売価格についての関心もあるということであれば「統計利用者のニーズを踏まえて」でいいと思います。

○廣松部会長 はい。

ほかに御意見ありませんか。

では、この特売価格のところはどういう形で説明を加えるか、今すぐに思いつかないものですから、それは北村委員とも御相談をして文案を考えさせていただきます。

よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○廣松部会長 では、そこは修正をするということにさせていただいて、申し訳ありませんが、文案の方は一任いただければと思います。

その上の選定基準の運用についてはこれでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○廣松部会長 では、先ほどの名簿情報の部分です。先ほど御提案申し上げた文案とほとんど同じなのですが、ここに(3)として「名簿情報を活用した集計の充実」という項目を立て、それに関して以下のような文章ではいかがでしょうか。

「本調査の調査対象名簿(価格報告者台帳)の更なる整備を図った上で、同名簿情報を活用した集計の追加・提供について検討を行う必要がある。」

という文章です。先ほど「『動向編』と『構造編』の連携」のところでは申し上げたのと趣旨は同じですが、いかがでしょうか。

ただ、この辺に関しては、最終的な詰めは事務局とした上で整理させていただきたいと思います。恐れ入りますが、この部分に関しましても、文案に関しては一任していただいた上で、項目を立てるということに関してはよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、この答申(案)について、修正をすべき点として、5ページの「P」の部分ですが、もう一度その部分の文章を全部読ませていただきますと、

「調査実施者は、通信販売価格のうち、インターネット通販については、平成29年度の可能な限り早い段階での開始について検討しており、適当と考える。」
というものでございます。

それから、6ページ目の「今後の課題」の「(2) 特売価格の実施状況の把握」のところについて、この特売価格に関してもう少し説明を加える。財によっては特売価格で購入しているものもある。あるいは、消費者によっては特売価格を中心に購買をする消費者もいるという御指摘がありましたので、そこを説明に加えさせていただきます。その上で、文章として、その後ろ、「統計利用者のニーズを踏まえつつ」と修正をいたします。

(3)として「名簿情報を活用した集計の充実」を加える。その文章に関しては御一任いただいた上で事務局と詰めさせていただきます。

それから、これは事務局から説明がありましたが、選定基準の別紙1-①、②につきましては、本日、前半のところでお了解いただきました修正を加えるということです。

これに関しましてよろしいでしょうか。

なお、先ほども申し上げましたけれども、統計委員会で示された御意見については、諮問の内容そのものではないことを踏まえまして、資料3の部会長メモに明記し、答申とあわせて委員会に報告を予定しております。

答申(案)全体に関しましてほかに御意見ありますでしょうか。

○渡辺専門委員 ちょっと私、中座しなければいけない理由もあって申し上げたいことが。

今、資料2の答申(案)については、修正も含めて決めたわけですけれども、もし可能であれば、これをもう一度メールで流していただいて、短い期間でもいいですので、それでいいかという確認をとっていただくことは可能でしょうか。

○廣松部会長 もちろん、可能です。

○渡辺専門委員 同じ扱いを資料3についてもお願いできればと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

○廣松部会長 はい。

ほかに御意見ありませんでしょうか。

それでは、資料2に関しましては、冒頭の1ページにお戻りいただいて、「本調査計画の変更」の「(1) 承認の適否」の部分を御覧ください。こちらにつきましては、今回の小売物価統計調査における調査計画の変更について承認して差し支えないとして、今、御審議いただきました「(2) 理由等」で指摘した事項について、計画の修正が必要であると結論づけております。この承認して差し支えないという結論とすることに関して御異議はありませんでしょうか。

ありがとうございました。この部分に関しては本部会として了承いただいたということにさせていただきます。

以上をもちまして答申(案)の審議を終了して、最後に、資料3の部会長メモについて説明をいたします。

部会長メモと申しますのは、答申（案）のような正式なものではなくて、今回の諮問審議全体を通じて、私の所感とか諮問事項以外の観点について委員会に報告すべき事項を部会長として取りまとめたものです。その意味で、どちらかというところ、私の個人的な思いも含めて文章にさせていただいたものです。

それでは、資料3を御覧ください。一応、全文を読み上げさせていただきます。

小売物価統計調査の部会審議を終えて（案）

サービス統計・企業統計部会において審議した小売物価統計調査は、平成25年1月に、従前行われてきた毎月の調査を「動向編」、5年周期で行われてきた全国物価統計調査を隔月調査の「構造編」として再編するなどの体系的な見直しが行われ、その後、約2年が経過しています。さらに、本調査の結果は、経済財政運営の判断材料にとどまらず、国民生活にも大きな影響を及ぼす極めて重要な統計であり、その改良に不断の努力が求められています。

このため、今回の部会審議では、諮問事項の一環として調査品目の選定基準について、その解釈運用も含めた詳細な資料を調査実施者から初めて示して頂き、その精査を通じて、本調査の更なる充実を目指した評価・検討を行いました。また、第88回統計委員会（平成27年6月25日開催）において示された本調査の集計事項の一つである消費者物価指数（以下「CPI」といいます。）の改良に関する意見（「消費税抜きのCPIの作成及び公表について」及び「家賃の経年劣化を踏まえた品質調整について」）についても、調査実施者や審議協力者の協力を得て、統計技術的・中立的な観点から真摯に議論を重ね、今後の取組の方向性についての共通認識を得るなど、画期的かつ重要な意義を持った審議でありました。

この審議の中で示された調査実施者の取組状況や方針については、高く評価するところですが、本調査の重要性に鑑み、今回の答申案において指摘した事項に加え、共通認識が得られた次のような点についても、拙速な対応を避けつつも、前向きかつ着実に取り組む必要があると考えます。

○ まずは、平成28年8月に予定されているCPIの基準改定について、その対応を着実に進めること。

○ 「消費税抜きCPIの作成及び公表について」は、平成29年4月に予定されている消費税率の改定に併せて、参考系列としての作成・提供を開始できるよう具体的な検討を進めるとともに、ニーズを踏まえた提供情報の充実を図ること。

「家賃の経年劣化を踏まえた品質調整について」は、平成29年度中に試算結果を含めた研究成果を公表するとともに、継続的かつ幅広い検討・情報提供に努めること。

これらの検討に関しては、関係機関や学識経験者の協力も得ながら、国民共通の情

報基盤としての公的統計の作成・公表の充実を図ること。

なお、平成24年の答申において「今後の課題」とされた小売物価統計調査とCPIとの関係については、今回の部会審議において一定の結論を得ましたが、公的統計の体系的整備という観点から新たなデータの利用などCPIの作成方法の見直し状況を踏まえ、今後も必要に応じて議論していくことが必要と考えます。

以上、報告をします。

というものです。

なお、この部会長メモを統計委員会に報告するに当たっては、前回の部会及び委員会でも既に配布したのですが、調査実施者から示されました消費税抜きCPI及び家賃の品質調整に関する対応方針の資料を、若干形式を改めますが、参考資料として添付することを考えております。

また、本日、前回の宿題に関する回答をしていただいた部分で、調査実施者から検討の途中経過についても積極的に公開して参りたいとの回答をいただきました。添付する資料には、そのくだりも追加しておきたいと考えておりますので、あらかじめ御承知いただければと思います。

以上が部会長メモの案ですが、いかがでしょうか。

最初にお断り申し上げましたとおり、これは、どちらかといいますと、部会長としての私の個人的な思いも含めたメモでして、大きな事実誤認があると困りますが、細かい文章のところは私の癖というか好みが入っているかもしれません。その辺、率直に御指摘をいただければと思います。いかがでしょうか。

なお、先ほど渡辺専門委員から御指摘がありました。この答申（案）、それから、この部会長メモに関しましても、もう一度検討し、最終版を皆様にメールでお知らせした上で、もし何か御意見がございましたら、それも踏まえた修正を加えたものを統計委員会の方に報告したいと思っております。

よろしいでしょうか。

ただ、私個人は、先ほど北村委員からいただいた御意見で、確かに住宅関係の統計全体の整備に関して、追加をした方がいいかなと思っています。

○北村委員 一番下のところにお書きになっているので、そこに。

○廣松部会長 もう少し具体性を持たせた方がいいでしょうか。

○北村委員 それもいいかもしれませんが、その判断は部会長にお任せします。ただ、住宅の品質の話というのはかなり深刻な問題があって、その統計をもうちょっと体系的に整備する必要があるということをしていただければ、多分、皆さんにとってありがたいと思っております。

○廣松部会長 分かりました。その点はちょっと考えさせていただきます。

以上、答申（案）及び部会長メモに関しまして御審議をいただきました。先ほどもお断り申し上げましたが、修正の書きぶりについては部会長に御一任をいただければと思います。

それでは、本部会における小売物価統計調査に関する審議につきましては、これをもちまして終了とさせていただきます。

本年7月から計4回にわたり皆様に御審議いただいた結果、答申（案）を取りまとめることができました。今回の部会審議に当たりましては、委員及び専門委員を初め、御参画いただいた皆様方に大変御協力をいただきました。部会長として厚く御礼申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

では、これでこの部会を終了させていただきます。